

○議長（井筒宣弘君） 九番錦織淳二議員。

〔九番（錦織淳二君） 登壇、拍手〕

○九番（錦織淳二君） 真のバリアフリーについて、区長にお伺いします。

区は、平成十九年四月に港区交通バリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化の事業を実施してきましたが、高齢社会の到来等による社会情勢の変化、バリアフリー法の基本方針の改正、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催及びバリアフリーと多文化共生社会の受け入れを鑑み、基本構想の改定を進めています。

また、バリアフリー法では、新たにユニバーサルデザインの考え方を踏まえた規定も盛り込まれ、ユニバーサルデザインやノーマライゼーションを踏まえたバリアフリー化を進めるためには、「心のバリアフリー」の理解促進が不可欠としています。

私としても、真にノーマライゼーションの社会にしていくための最も重要なバリアフリーは、私たち一人ひとりの意識のバリアフリーだと思っています。障害者や病人や外国人に対する偏見・先入観や差別・蔑視、行き過ぎた同情や哀れみも大きなバリアの一つであり、こうした意識のバリアはいまだに根強く存在しています。意識（こころ）のバリアが解消されない限り、ハード面や制度面のバリアフリーを幾ら進めても、誰もが住みやすい社会は築けません。意識のバリアフリーを進めていくためには必要なのは、障害や病気などのハンディを持っている人たちが外国人の方たちともっと積極的にコミュニケーションを図り、その人たちの障害や病気や生活習慣や宗教その他を同じ目線、同じ立場として理解することで、真のバリアフリーとはコミュニケーションがとれるということが一番重要なことではないでしょうか。

皆さんが海外に行かれたとき、現地で一番不安なことは、言葉の問題になると思います。ある程度会話ができる人でも、病氣、事故、災害に遭ったときの緊急時の場合は、ネイティブでない限り正確なコミュニケーションがとれません。区にしても、大規模災害の可能性もあれば、二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会があります。八十一カ国もの大使館があり、かつ住民の約一割が外国人である港区で、どうして外国人の職員が在職せず、ネイティブな英語で相談対応できる職員が二名しかないのでしょうか。日本人の職員が幾ら外国語会話を勉強しても、緊急時に対応できるような語学力は身につきません。民間では外資系企業はもちろんのこと、日系企業においても社内における公用語が英語になりつつある時代です。

また、どうして緊急時に対応できる手話の上級資格を持った職員がいないのでしょうか。いざというときには、筆談では間に合いません。私は、平成二十四年第一回定例会の一般質問から、小・中学生に授業として手話を学ばせるべきと訴え続けてきましたが、今では点字も学ばせる必要があると思っています。子どものうちからきちんと教われれば、障害をお持ちの方と同じ目線、同じ立場で理解することができ、点字や点字ブロックの大切さや盲導犬との接し方まで正しく理解できると思います。区長は、ネイティブな外国語及び手話でコミュニケーションがとれる職員の配置をどのようにお考えなのか伺いたします。

昨年十二月九日、赤坂区民ホールで行われた人権週間記念講演で、講師の鈴木ひとみさんが障害者の施設を健常者の目線でつくるので、いざ使うとなると役立たない旨を障害者の立場から強く訴えていらつしました。やはり真のバリアフリーとは、まずはコミュニケーションが十分にとれ、同じ目線、同じ立場に立った判断ができるということではないでしょうか。

港区行政経営方針の中には、「職員が職務の遂行に必要な資質や能力を高め、未来に向かって挑戦できる環境を整備します」と記述されています。私は、外国人、障害者、高齢者をはじめとした全ての人的確に対応でき、真のバリアフリーの実現を目指した職員を育成することが急務だと思いますが、区長のお考えをお伺いします。

以上で終わります。ご清聴ありがとうございました。

〔区長（武井雅昭君） 登壇〕

○区長（武井雅昭君）　ただいまの無所属の錦織淳二議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、真のバリアフリーに対応できる職員の育成についてのお尋ねです。

まず、外国語及び手話でコミュニケーションがとれる職員の配置についてです。現在、区では、職員が業務に役立つ英会話を習得できるよう、採用二年目の職員を対象とした英会話研修や、区の業務に即した英語研修を実施し、外国人とのコミュニケーション能力の向上を図っております。今後は、より実用的で緊急時の対応にも役立つよう、研修内容の充実に取り組んでまいります。さらに、英語を母国語とする外国人の非常勤職員を採用することも検討しております。

また、平成八年度から港区社会福祉協議会が実施する手話講習会に職員を派遣し、これまでに延べ六十四名の職員が受講しております。そのうち九名は手話通訳ができる上級者クラスを修了し、業務に活用しております。今後も、外国語及び手話対応を必要とする状況に応じて、組織で横断的に支援できるよう、職員の育成と適材適所の配置を行うてまいります。

最後に、全ての人的確に対応できる職員の育成についてのお尋ねです。

職員は、全ての区民が必要とするサービスを提供するために、業務を遂行していく上で備えるべき知識や必要な資質を向上させるように努めなければなりません。こうした能力をさらに高めるために、バリアフリーや人権、接遇について、職員が受講しなければならない研修として実施し、さまざまな状況の区民とのコミュニケーション力や人権を尊重するなどの意識の啓発を図っております。今後引き続き、区民一人ひとりのニーズに的確に対応できる職員の育成に取り組んでまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。